

民生委員・児童委員について

1 民生委員・児童委員とは

生活に困っている方、障害のある方、児童、高齢者、ひとり親家庭などで、いろいろな悩みをもっている方々の相談相手となり、また地域住民と関係行政機関とを結ぶパイプ役として、地域住民の福祉の向上に努めることを任務とする方です。

2 身分・任期について

身分は、「県の特別職の公務員」です。

任期は3年間「2025年12月1日～2028年11月30日（3年間）」です。

※児童福祉法第16条に基づき、民生委員は児童委員を兼ねることとされています。

3 公的役職との兼任について

民生委員法には、兼業・兼任を禁止する条項はありません。

議会の議員、自治会の役員、団体の委員、行政相談員、保護司等の方が兼任されている自治体も数多くあります。

4 費用弁償について

ボランティアとして活動するため給与はありません。ただし、必要な交通費・研修参加費などの活動費は支給されます。

前 期		後 期	
県	30,100円	県	30,100円
市	19,500円	市	19,500円

また、独自費用弁償(地区民協活動費予算)・・・燃料代として500円／回(定例会、動員)

5 会議等への出席要請について（都合の付く範囲で出席をお願いします）

- (1) 定例会：月1回（14:00～2時間程度）
- (2) 協議会総会：4月（14:00～2時間程度）
- (3) その他：研修会（初任者・中堅者）、講演会等（年9回程度）

6 資格要件について

本市の議会の議員の選挙権を有する人のうち、その地域の実情をよく知り、かつ、社会福祉の増進に熱意のある人。

（裏面へ）

民生委員・児童委員はあなたの身近な地域で活動しています

民生委員・児童委員とは？

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神に基づき、地域において福祉サービスを必要としている人々からの相談を受けて、福祉制度の案内や、必要があれば関係機関に連絡するなど、県民の皆様の生活をサポートする相談・支援のボランティアです。

民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、社会奉仕の精神をもって、地域福祉の増進を図るため、市町村の区域に配置されている方々です。また、民生委員は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、児童委員を兼ねていますので児童福祉の仕事にも協力しています。

さらに、少子化や社会・家庭環境の変化に対応するため、平成6年1月1日に主任児童委員制度が設けられ、区域を担当する児童委員とは別に児童福祉に関することを専門的に担当する主任児童委員も配置されています。

どんな活動をしているの？

民生委員・児童委員は次のような活動をしています。

1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握すること。
2. 援助を必要とする住民が自立した生活を営むことができるように、生活の相談に応じ、助言・援助すること。
3. 援助を必要とする住民が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
4. 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
5. 福祉事務所、その他関係行政機関の業務に協力すること。
6. 必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。